

HAND IN HAND

はんど・いん・はんど

〔遠方からの友〕

■200人からスタートしたこの会も、今や1200人の大所帯。でも一度もお会いしたことがない方も多そうですね。一度、全国大会(?)でもやって、一堂に会したいものです。4月2日～3日の春合宿や、8月8日～9日の夏合宿に、ぜひ初めての方、参加なさって下さい。もう2～3泊したい人は国立婦人教育会館の宿泊延長ができますし、東京の会員で「いつでも泊って下さい」という人もいますからご遠慮なく。

■事務局にもどうぞお寄り下さい。先日は愛知から見えたSさんから、とても良い話を聞きました。彼女は面接交渉権をとりきめて別れたのですが、子供が父親のもとに行っている間中、気になって家から一步も出られなかったといひます。「父親も子供達も会いたがっているし、子供のために大切なこととわかっているのに、電話が子供からあった時、家にいたいと思っ外へいけなかったんです」。それが一年ばかりしたら、平気で友達と会ったり、好きなことをして過ごせるようになったとか。「別れてしばらく、保険の外交やら、いろんなことを必死でやったんですが、どれもうまくいかなかった。それが教職を活かして小学校に再就職できてからは、子供が父親と楽しんできてままるで気にならなくなったんです」。

■今では独自に性教育のカリキュラムを工夫したりして、仕事楽しくてしかたがないとのこと。仕事って本当に大事なんですね。

■離婚と仕事、離婚と子供、離婚と社会——こんなテーマで皆さんも、ご自分の体験を書きとめませんか。400字詰め原稿用紙で10～20枚程度で離婚講座の100回記念として小冊子にまとめたいと思います。(円より子)

海を渡る鳥は、波間を漂う流木に憩うという。離婚—それは旅の半ばの一つの出来事。新たな旅立ちをした女たちはいま手をとりあい、女であるがゆえの偏見と差別に向きあう。ハンド・イン・ハンドは生きやすい社会をめざし、支えあう女たちの流木である。

第82号83号合併号 400円

禁無断転載

【発行日】1988年3月1日

【発行所】現代家族問題研究所
東京都渋谷区神宮前3-33-2-202
〒150 電話03(402)7354

【発行・編集人】円より子

【編集スタッフ】有賀佐知子

83

女の姓 女の戸籍

「戸籍上だけの夫婦」「戸籍上だけの婚姻関係」

昨年、新聞やテレビを連日にぎわせた、有責配偶者からの離婚請求を認めるか否かの裁判のニュースでは、離婚裁判を起している夫と妻を、こう説明していました。

場合によっては、実質的な生活や心以上の重きをおく「戸籍」：。たかが戸籍、されど戸籍、です。

就学、就職など、何か特別の事がない限り気にならない「戸籍」。人によつては、自分の戸籍謄本を一度も見たことがない人もいるかもしれませんね。ただ、結婚、離婚となると、いやでも、戸籍、姓のことと対面しなければなりません。

現在の民法では「婚姻の際には新戸籍を編成し、その際の姓はどちらを選んでよい」ことになっています。しかし、依然として、圧倒的に夫の姓を名乗る女性が多数です。

ですから、結婚した時には、愛する男性と同じ姓を名乗ることに何の疑問も持たず、幸せを感じていても（もちろん夫婦別姓を唱え

ます。選べる方法は限られていません。ただ、どうするのが一番いいのかは、一人一人の事情と感情によるものであって、断定することはできません。

けれども、何事もそうでしょうが、「あの時、知っていれば」とあとなつて後悔しないように、法律的な知識等を知っておくこと、勉強しておくことは、大切です。戸籍の問題も例外ではありません。

戸籍制度と離婚、再婚をめぐる具体的なケースとして、昨年十二月の東京の会合に出席していた、森友義さんのケースをまず紹介しましょう。森さんは、婚姻届けを出していない藤本さんと生活をしていたらつしやいます。少々長くなりますが、森さんが『法と民主主義』（一九八七・一月号）に発表された文を引用します。

藤本は私と暮すようになる前、Fと婚姻をして三人の子を出産、離婚後、その三人の子は藤本が養育していたので、私が藤本と共に暮すということは、この三人の子どもたちとも一緒に暮す

ということでした。そして、私たちが共に暮すようになって、私と藤本、三人の子どもたちそれぞれの関係はうまくいったので、婚姻や養子縁組などの届出が特に必要だとも考えていませんでした。これは、藤本自身働いていて、ある程度生活力があつたし、藤本と三人の子との間も安定していたことにもよります。

ところが、Co編集部註「森さんと藤本さんの間のお子様」の出産を迎えて、届出の問題が顕在化したというわけです。それは、過去、私の場合も、藤本の場合も同様だったのですが、それぞれ婚姻の届出をして生活していたわけですから、その時出生して来た子は、いわゆる「嫡出子」の身分を取得している子だったわけです。しかし、今度出生してくる子は、私と藤本が婚姻の届出をしていないために「嫡出でない子」として出生してくるようになってしまふということでした。

私も、藤本も、それぞれ過去において婚姻の届出をしたことがあるというのは、男と女の関

係の問題だけなら婚姻の届出などする必要がないと考えていたのですが、いざ、子の出産を控えて、婚姻の届出をしていなければ生れてくる子は「非嫡出子」にされてしまい、その子が、今後、いかなる差別を受け、苦労を背負うかも知れないという心配からで、子の出産を間近に控えて、しかたがなく婚姻の届出をしたということでした。

それで、今度もCoの出産を控えて、戸籍の問題をどうするかということが持ち上ってきました。以前の経験からすれば、私と藤本が届出制度に妥協してしまえば、子どもの出生についての問題は何かなくなるわけです。しかし、初婚時と違って、今度の場合は、既に三人の子が存在しているので、親側の問題を処理さえすればよいというわけにいかない複雑な事態が絡んでいました。

意味のない不合理なものと思っ
ています。しかし、国家の意向
に反し、親が届出を拒否すると、
子が極めて不利益な状況に追い
やられてしまう仕組になってい
ます。それで、やはり親は、渋々
子が差別されないようにと婚姻
届を出すことになってしまいま
す。

しかし、今度は、それでも妥協して届出できない不合理が生じていたのです。まず、私たちが婚姻の届出をするとしますと、氏の統一の問題が起ってくるわけです。つまり、氏を「森」にするか「藤本」にするかという問題のわけですが、私の戸籍に同籍することになると、氏を「森」に統一することになるわけです。ところが、過去、私に離婚経験があつて、その時、私は、子ども二人を別れた女性(M)に託して来ましたが、Mは、子の姓を尊重する立場から復氏をせず、その子と共に「森」の姓を名乗ることにしたということがあります。それで、藤本は、私と同籍するにあたって「森」という姓を名乗らざるを得なくなることに ついて、既に、私の氏を称

して生活している存在Mと同化されてしまうような気がして、感情的にスツキリしないというこだわりを持って「森」の姓を名乗ることを拒絶しました。また藤本が「森」に改姓したとして、子どもだけ「藤本」の姓を名乗らせておくのは、子どもにとつて、親子関係にギャップを感じるのはないかと考えられます。それでは私と三人の子それぞれが養子縁組をすれば解決するかと考えてみましたが、今後は、子の姓を変えなくてはならなくなってしまう。既にTu(編集部註―藤本さんが離婚前に出産した子)はもう小学校に入つていたし、他の子たちも、周りから慣れ親しまれた姓が変わるといふことは、あまりにも急激な環境の変化で、少なからず子どもたちに混乱が予想されたりして、これもまずいということになりました。

それならば、私が藤本の戸籍に同籍して、氏を「藤本」に統一してしまえば、比較的簡単に事は済みそうだと考えました。しかし、考えてみれば、「藤本」の姓は、藤本が別れた男Fの氏

であつて、「何んで、私がFの氏を引き継がなければならぬのか!」という素朴な疑問とこだわりが生れてきました。「藤本」姓に統一してしまうことは、Fと藤本が別れても、永遠にFの權威が私たちにつきままとつていようなものではないか!と感じます。

もう、いっそう同籍するのを止めてしまえばと思いましたが、それでは、生れてくる子Coが「非嫡出子」になってしまうばかりか、Coに縁もゆかりもないFの氏「藤本」の姓をCoは、一生命乗り続けなくてはならなくなります。こんなことは不合理極りありません。

いかがですか、皆さんが、森さん、藤本さんの立場だったら、どうしますか?

確かに、形式上、姓を同じにする方法はあるのです。しかし、その簡単に済むものではないことは、明白です。

♡ ♡

- ① 子供はいず、旧姓に戻る
- ② 子供はいず、婚姻時の姓のまま
- ③ 子供がいて、旧姓に戻る

④子供がいて、婚姻時の姓のまま婚姻中は夫の姓を名乗り、戸籍筆頭者は夫だった場合、離婚届を出した後の、右の四つのケースについて、考えられることをあげてみましょう。



離婚届が受理されると、自動的に旧姓に戻ります。ただ一九七六年の民法一部改正で、離婚届提出の際、あるいは離婚後三カ月以内
に手続きをすれば、婚姻時の姓をそのまま使用してもいいことになりました。

改正になったのは、わずか十二年前。それ以前に離婚した人は、好むと好まざるに関わらず、旧姓に戻っていたわけですね。現在は、「あの人と同じ姓なんてまっぴら」
「〇〇家の嫁から早く抜け出した」と、旧姓に戻ったり、あるいは、感情はともかくとして、子供の姓や仕事の便宜上、結婚していた時のままの姓を名乗ったり……と、選ぶことができるわけです。

さて、①の場合、子供がいる人に比べれば、あまり迷うことなく旧姓に戻れることは事実でしょう。ただ、③も同じことがいえますが、

*** 離婚届の書き方 ***

旧姓に戻るが妻なら、妻のところにはををつけ、もとの戸籍に戻るが、新しく自分の戸籍をつくるかを決めます。その場合、未成年の子をひきとるなら、子供と自分の新しい戸籍をつくるべきです。もとの戸籍に戻ると、子供はその籍に入れませんから、新しい戸籍をつくる場合の本籍地はどこでもかまいません。

届け出る市区町村名 記入不要

離婚届

昭和58年2月1日届出 長印

氏名 **山田太郎** **山田花子**

生年月日 **昭和20年2月2日** **昭和25年5月5日**

住所 **東京都千代田区有楽町1-1番地1号** **東京都千代田区有楽町1-1番地1号**

本籍 **東京都千代田区有楽町1丁目1番地** **東京都千代田区有楽町1丁目1番地**

父の姓 **山田太郎** **川中次郎**

母 **たけ子** **はな次**

離婚の理由 協議離婚 調停離婚 裁判離婚

協議離婚の場合、協議の年月日 **昭和58年10月** から **昭和59年9月** まで

別居する前の住所 **東京都千代田区有楽町1-1番地1号**

別居する前の世帯のおおな仕事 1. 農業 2. 商業 3. 店や事務所を持って、自由業・農工業・サービス業などを個人で経営している世帯 4. 管理・事務・教員・販売・外交・医療保健技術者・工場の技術者などの勤務者世帯(雇用) 5. その他(職業を記入)

夫妻の職業 **山田太郎** **山田花子**

署名 **山田太郎** **山田花子**

事件簿番号

記入の注意

婚姻や再婚しやすいインキでかかないでください。
 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名をかいてください。
 本籍地でない住所に出すときは、3通または3通出してください。また、そのさい戸籍簿本も必要です。
 そのほかに必要なもの 調停離婚のとき → 調停調書の謄本
 裁判離婚のとき → 裁判書の謄本と確定証明確書
 判決離婚のとき → 判決書の謄本と確定証明確書

署名	山本 圭子
生年月日	昭和30年1月1日
住所	東京都新宿区大久保 5-21 番地30号
本籍	同上

父母がいま婚姻しているときは、母の氏をかかないで、名だけかいてください。
 妻父母についても同じようにかいてください。
には、あてはまるもの目のようにしるしをつけてください。

今度も離婚の際に別居していた氏を転ずる場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別居届を提出する必要があります)。

同居を結ぶときの年月日は、協議式をあげた年月または調停を結んだ年月のうち早いほうをかいてください。

協議離婚の場合、二人の証人が必要です。ただし、証人は成人であれば男女知己を問いません。

「離婚を考えたら読む本」(円より子著)より

* 夫の氏を名のりたいたきの届出用紙の書き方 *

離婚届と同時に届け出る場合(A)と、いったん旧姓に戻って三か月以内に婚姻中の姓を名のりたくなった場合(B)とで書き方が異なってきます。(この届を出す人を妻の場合として書く)

- Aでは世帯主が夫のことが多い。
- Bでは自分または父親。
- Aでは婚姻中の姓。
- Bでは旧姓。

離婚の際に称していた氏を称する届 (戸籍法77条の2第1項) 昭和61年4月15日届出 杉並区 長殿		受理 昭和 年 月 日 発送 昭和 年 月 日 第 号 送付 昭和 年 月 日 第 号 長印
(1) 離婚の際に称していた氏を称する人の氏名	田中明子 昭和19年10月1日生	
(2) 住所 (住民登録をしているところ)	東京都 杉並区 浜田山 1丁目 番地	
(3) 本籍	東京都 杉並区 浜田山 1丁目 1番	
(4) 氏名	変更前(現在称している氏) 田中	変更後(離婚の際に称していた氏) 田中
(5) 離婚年月日	昭和61年4月15日	
(6) 離婚の際に称していた氏を称した後の本籍	東京都 渋谷区 神宮前 3丁目 33番 筆頭者の氏名 田中明子	
(7) その他	<input type="checkbox"/> 希望する (16欄に婚姻前の本籍を書いてください) <input type="checkbox"/> 希望しない (16欄に新しく設ける本籍を書いてください)	
(8) 届出人 署名押印 (変更前の氏名)	田中明子 印	

- Bの人で新戸籍をつくり筆頭者になっていれば記入不要です。
- Aでは両方とも同じ姓。
- Bでは左が旧姓、右が婚姻中の姓。
- Aでは婚姻中の本籍。
- Bでは新戸籍の本籍か、婚姻前の元の戸籍。

運転免許証、保険証、預金通帳などの氏名変更のため、いちいち戸籍謄本(抄本)を取り寄せ、窓口に行かなくてはなりません。本人が「鈴木から山田に変わりました」と言うよりも、たった一枚の紙きりの方が信用されるわけです。

そういった事務手続きの面倒さと共に、なぜプライベートな出来事を他人に知らせなければならぬの、という思いも持つでしょう。

仕事上、婚姻中の姓が広く浸透している時には、戸籍の上では旧姓に戻っても、ふだんは今までの

姓で通すこともできるでしょう。しかし、中には給料明細書など戸籍上の姓を使わなくてはいけない会社もあるかもしれません。

そして②。再婚する場合のことを考えてみましょう。もし、婚姻届を出すことになった際、もう姓が変わるのはいや」と、自分の方の姓を名乗ることを主張したくても、別れた男性の姓を新しいパートナーに使用してもらおうのは、お互いにすつきりしません。これは、先ほど紹介した、森さんの文の中にも書かれています。

仕事などの必要性から、離婚後も前夫の姓をそのまま使ったものの、途中でやはり旧姓に戻りたい場合、変更することは可能なのでしょうか? 裁判所に申し立てをしても、一〇〇パーセント無理とは言われないものの、現行では変更条件はかなり厳しいようです。

さて次に、子供がいた場合。自分自身に加え、子供の心、将来等を考え、直面する問題も多いため、③の場合、二通り考えられます。

「離婚を考えたら読む本」(円より子著)より

先森さん、藤本さんの例は、④のケース。離婚、再婚という中で、様々な問題が生じてくるのがわかりましたが、では、森さん、藤本さんと、子供さんたちの親子関係は、法的にどう定められているのでしょうか。

民法上では、届出をしていないということで、血族にあたら

母親が旧姓に戻っても、子供は変わらず、婚姻中のままの姓にする。または、子供も母親の新戸籍に入籍させ、改姓する。

「子供の姓は変えたくない。母子別姓にもしたくない」というのが④のケース。

実際に母親が子供をひき取って一緒に暮らしているのに、母親と自分の姓が違うことに対する気持ち。あるいは、姓が変わることに対する子供の気持ち。これは、状況や性格によって、百人の子供がいたら百人とも違うように、一概に「こうだ」ということはできません。ただ、〇〇ちゃん、というように、ファーストネームで呼ばれることの方が多い就学前の子供より、就学後の子供の方が、姓の変化を感じる機会は多いでしょう。

ないから親子ではない、他人同士だということに私たちはされてしまっています。

もちろん、そういったことを、日常の子育ての中で意識したことはなく、法的な親子と事実上の親子には、生活実態上差異はない、と、森さんはいいます。

しかし、法的身分ということになると、四人の子の仲が分断され、差別化されていると言わざるを得ません。例えば、私と子どもたちの身分関係それぞれは、民法上何も実体化されていませんが、私と三人の子とは事実上の養子関係、Coとは実親子関係というように法解釈上区別されています。また、もし私が親子関係の届出をすれば、三人の子の場合は、養子として法定血族になり、Coの場合は、養子縁組すれば法定血族、認知すれば非嫡出子として血族・親族の関係が生じ、法的身分取得に二つの選択肢が存在しています。こうして三人の子とCoの間には、法的身分の取得の仕方に違いが生じると共に、取得した身分要件によつては、例えば非嫡出子の相続分のように差別されるこ

とがあります。(中略)

一方、届出してない父(粵)子関係と違つて母(粵)子関係は、分婉ということを通じて血縁が確認されるわけですから特に問題ないと言われます。したがつて、藤本(粵)の立場から親子関係を考えてみますと、四人の子どもについては、いずれも藤本が出産した子なので、特に法的親子関係について問題が生じないこととなります。ところが、母親(粵)にとつては皆同じ子であるはずですが、Coだけ「非嫡出子」ということになつて、民法上身分差別されているわけです。

それでは、扶養の問題等はどうか。なつていのでしょうか。

私たちは、社会保障立法上では、事実婚、事実上の親子関係を認められています。民法の潮流の中では、婚姻、親子関係が認められていません。例えば、児童扶養手当では、事実上婚姻、親子関係があるとして手当の支給は受けられません。しかし、所得税法では、配偶者控除、扶養控除について、民法による親

族関係がないとして、税額控除を認められません。そのため、私は四人の子どもを実質的に扶養しているにもかかわらず、私の所得からその分の扶養控除を受けることができません。それで、所得税・住民税を合せて、年額約二〇万円以上の税金を多く納入しなくてはなりません。すなわち所得税的に考えると、私は子どもたちの扶養義務・責任を負うことはないとなり、児童扶養手当法上では、実質親子関係があるのだから、私は、自助努力によつて子の扶養をまかなわなければならない義務があるということになります。

同じ戸籍に入っているかどうか、同じ姓かどうかによつて、意志や実際の生活を無視して、夫婦の関係、親子の関係が定められてしまつていられるわけです。

そして、それによつて、さまざまなかゝ差別が生じているのです。森さんがあげている、扶養や税金の問題にはじまり、財産相続やお墓の問題にまでつながつていくでしょう。実際に自分の身に起きなければ、気づかずに過ぎてしま

ことでしょうか。

ちなみに、世界で戸籍制度を持つ国は、日本と韓国、台湾だけ。結婚した際の姓の決め方は、例えばアメリカ、フランス、イギリスでは、姓に関する規定はなく自由。習慣として夫の姓を名乗ることが多いだけ。

中国では夫婦別姓、子供は父母どちらの姓を継いでもよい。韓国は結婚による改姓はなく、父親からの姓を受け継ぐ、などです。

好きな男の子の苗字の下に自分の名前を書いて、それがイコール結婚を表す、という子供の頃の感覚が、まだまだ続いているのが現状の日本です。が、そんな中で、結婚、家族、男と女のあり方を考える上に、決して無視できないのが、戸籍、姓でしょう。

皆さんは、離婚の際、旧姓に戻りましたか？ それとも、結婚している時の姓をそのまま使うことにしましたか？ 子供の姓、籍はどうしましたか？

皆さんの経験や考えを、是非お寄せ下さい。ハンド・イン・ハンドでも、随時とりあげていきたいと思つています。

(文責・有賀)

お知らせ

☆カウンセリング研修会

今年さらさら充実した内容で、一流の先生方と膝を交えて勉強ができます。今後の生きがいとしての仕事に、また現在の人間関係をより良くしたいと思っている方、ふるってご参加下さい。

●日時 第一第三土曜の午前十時〜十二時。他に実技番外篇が五回あります。

●会場 表記の事務所(地下鉄銀座線外苑前下車徒歩十分)

●参加費 全二三回で四万一千円。(分割も可。一回ずつの受講は二千元)

●問い合わせは四〇二一七三五四
●プログラムと講師
三月 五百円 電話相談における危機 斉藤友紀雄

三月 九百円 その対処法 斉藤友紀雄
四月 千六百円 カウンセリングの基本の再確認 平木典子

五月 七百元 構造的家族療法とは何か 信国恵子

五月 二日 傾聴とは? 平木典子

六月 四日 構造的家族療法の間観・家族観 信国恵子

六月 八日 傾聴の重要性 平木典子
七月 二日 症状とは何か 信国恵子
七月 六日 傾聴の技術 平木典子

八月 〇日 電話相談における性的問題 安達優雅子

九月 三日 治療とは何かI 信国恵子
九月 七日 質問のしかたI 平木典子
十月 一日 治療とは何かII 信国恵子
十月 五日 質問のしかたII 平木典子
十一月 五日 治療者の役割 改めて構造的家族療法とは 平木典子

二月 九日 直面のしかたI 平木典子
二月 三日 電話相談・面接相談の実践 円より子

二月 七日 直面のしかたII 平木典子

☆自己発見の講座

家族の、そして職場の人間関係で悩んでいませんか。または、自分の可能性をさらにひきだしたいと思いませんか。自分を見つめ直し、自信を深めるための講座に参加しませんか。
三月 二八日(月)からの毎月曜十時〜十二時まで、全六回で一万円。当事務所で七〜八人の少人数で行います。問い合わせ、申し込みは、

〇三二四〇二一七三五四へ。

Q

結婚して一一年、性格が合わず揉め事を繰り返しています。一年前に主人の会社で倒産し、今は二人で塾を経営しています。しかし、気難しい夫が一日中家におり、息が詰まりそうです。些細なことで不平ばかり言い、暴力も頻繁でしかも気がすむまで殴ります。なんとか離婚したいのですが、子供を夫が手放さないので困っています。

A

離婚の種類としては、協議離婚・調停離婚・裁判離婚等がありますが、最も多く利用されているのは協議離婚です。協議離婚の場合、未成年の子がいますとその子の親権者を父母のいずれかに決めてから届け出ないと届けを受理してもらえません。ですから親権者のことで夫婦の合意が出来ないと協議離婚はできません。

あとは調停離婚か裁判離婚ということになりますが、調停前置主義といって裁判の前に調停

弁護士 110 番

をしなければならぬ決まりになっていきます。ですから、貴方の場合は調停を申し立てれば良いのです。調停の前に実家に戻るのとは別段構いません。但し、実家に戻るに際しては必ず子供を連れていくこと。子供を置いて出るとあとで取り戻すのが大変です。

調停は家庭裁判所が関与しますが基本は話し合いですので、双方が合意に達しなければ不成立になります。その後は裁判の定める離婚原因が必要です。貴方の場合は婚姻を継続しがたい重大な事由に該当するでしょう。なにはともあれ行動開始です。頑張ってください。

(〇六一三六五一一六八〇)

弁護士 竹川幸子





第四三回 東京都・Tさん

家族構成

私 三八歳 (地方公務員)
 長女 十四歳 (区立中二年)
 父 七一歳
 母 六七歳

住居

一戸建て・両親との二世帯住宅

収入の養育費は、離婚時(長女生後二ヶ月)、一ヶ月一万円と計算して成人する迄、年間十二万円×二〇年で一括して受け取った二百四十万円の一ヶ月分です。

支出は六十二年一年分を十二ヶ月で割って一ヶ月平均として出しました。項目によっては、その年によって、多額の出費となったり、殆ど無かったり。家具・家事用品等がそうで、昨年は冷蔵庫の買換え、台所戸棚を買ったので十三万円かかりました。

昭和五十六年十二月に調停離婚しました。離婚時(別居時)長女は生後二ヶ月でしたので、育児中心で、経済面は相手方からの一括

家計簿内訳

【収入】		
給与	192,000円	
養育費	10,000円	
計	202,000円	
【支出】		
食費	50,000円	
衣料 (衣料・靴等)	5,000円	
家具・家事用品	11,000円	
光熱・水道費	13,000円	
教養娯楽費	10,000円	
(新聞代・受信料・月々の長女の 小遣い・年一回の母子旅行費等)		
交際費	5,000円	
母へのお礼	5,000円	
教育費 { (学校給食・教材・文具等)	7,000円	
(塾・習い事等)	40,000円	
医療費	8,250円	
電話・通信費	3,500円	
交通費(塾・外出時)	3,000円	
雑貨	6,000円	
(理髪・クリーニング・化粧品等)		
社会保険料	20,000円	
(共済年金保険料と健康保険料)		
預金	15,000円	
支出合計	201,750円	

払いの養育費の切りくずしと、両親からの援助、児童扶養手当(その頃は一ヶ月二万八千円位でした)で、自分の収入は、家でできる模擬テスト会社の採点収入でした。その間、就職にも有利な資格をとろうと、某短大の通信教育を受講しました。受講必要最低年数は三年でしたので、三年で卒業したかったのですが、四年かかり、途中で何度か投げ出したくなりました。資格は取ったものの、就職の方は募集人員が少なからずの競争率で失格でした。その後資格とは無関係の地方公務員になった時は、給与は多くなくてもひと安心だと思いました。私にもっと能力、努力、ねばりがあれば他にやりたい職業もあります。

当初は月収十三〜十四万円、ここにきてやつと十九万円になりました。家は両親との二世帯住宅、生計は一切別です。長女の病氣時、緊急時の用、たまの食事の世話などを頼むことがあるので、お礼として母に二ヶ月に一万円を渡しています。私の昼食は、外食費の節約と栄養のバランスをとるため、弁当持参。交際費の五千円のうち、三千五百円は職場での積立金旅行会、親睦会、茶代等。衣料費は、長女が幼い頃は、殆どかからなかつたのですが、中学生になると友達

と似た様な服や流行もの、メーカーの靴等欲しがり、私も古い服ばかりは着て行けず、服も高くて驚きます。時々、古い服の衿や、デザインを更生したり、スカートをほどこいて作り直すこともあります。しかし、その労力、時間を考えると、買い替えてやると気が変わります。小学生迄、長女の髪は私が切っていたのですが、今は美容院。一番頭が痛いのが、塾や習い事の月謝で、約四万。習い事は自分から進んでやりたがり、よくやっているのに対応してきます。塾代も小学校に比べて中学、高校となると高くなり、進学塾となると更に高くなります。成長するにつれて、子供に諸々のお金がかかるんですね、当然でしょうが...

医療費は、長女が軽症ですが先天性心室中隔欠損症の為、年一〜二回の定期検診、歯科、風邪等、私の歯科、風邪、子宮筋腫の定期検診等。

仕事も好きだし、時々プールに泳ぎにいったり、好きな本を読んだり、長女とも相性が良いのか、親子関係もよい方で、隣の母や近くに住む兄、姉の家族との交流等で楽しく平穩に過ごしています。

養育費の請求、児童扶養手当
について、Tさんの経験から
ひと言……。

家庭裁判所を通して、養育費の相手方への請求を行なう場合、申立てを受けた相手方の居住地の家庭裁判所が管轄することになっており、従って相手方の家庭で行なわれるわけです。しかし、相手方居住地が遠く、日時的、経済的に申立人が出向けないとなれば、その理由を付し、申立人の居住地で行なうてほしい旨の上申書を提出し、その上申書により、調査官が相手方本人に相談、かけ合つてくれ、相手方が応じれば、申立人の家庭で行なわれるというわけです。

える程、大きな負担となります。この負担を背負えないとなれば、調停をあきらめなければならず、それは同時に養育費をあきらめることです。法律は、弱く正しいものを守り、不正義を排斥するものでなければ無意味でしょう。

養育費の請求については、取り行なう家庭裁判所の範囲を広げて、一、子供の居住地、二、申立人の居住地、三、申立人と相手方の双方の居住地の中間地、四、双方の事情に応じてどちらかに決める現況判断、等、公平さを持つてほしいと思います。

次は児童扶養手当について思うこと。今、手当は、収入により、月額二万二千七百円と、三万三千九百円のどちらかの支給ですが、支給額を五千円位の単位か、一万円位の単位として細分化し、収入の上限を上げて、より多くの人が受けられるようにしてほしいと思います。私の場合、二年半前から年収が数万円ふえたため、年間四十万円位受けていた手当が停止になり、総収入が大きく減り、子供の教育費が今後益々ふえる中、大きな痛手です。

さて、ここからのTさんのひと言にはかなり問題がありますので、編集部から注を加えさせていただきます。

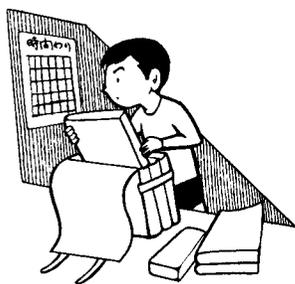
又、児扶手当は、死別、離別、遺棄(行方不明)等が対象ですが、死別や遺棄は対象にならないと思いますが、離別は対象にならないと思います。離別は双方の責任においてなされることだから、子供に対しては双方が責任を負うべきで、国が責任を負うべきことはなく、従って手当も出す必要はないと思います。

相手方が、大酒飲み、博打、仕事をしない人等で、収入が無ければ、子供の福祉という点から国の援助の対象にしてよいと思います。故に、相手方が無収入(いくら迄(低額)は国から児扶手当が出、それ以上の収入のある人には出ず、その代りに国が養育している親に代って相手方から収入相応の養育費を徴収し、応じない時は差し押え、罰等を課するなどしたらどうでしょう。

(編集部から)
無責任な父親に対するTさんの怒りはもつともで、養育費のとり

きめと支払い履行がスムーズに行なわれればいいと私も願っていますが、いくつか問題があります。まず、子供の養育は親のみの責任ではないことと、すべての子供は親の事情(離別、死別、未婚等)で差別されてはならないこと。世界の国々は国や地方公共団体がすべての子供に手当を出す方向に向っています。

父親の収入で分けるというのは政府が前回の改悪案で出してきたので私達が反対した点です。どうか詳しいことは私達が心血を注いで作った「世紀をひらく児童の権利保障」(二六〇〇円)をぜひお読み下さい。離婚家庭の子供たちのおかれている状況や権利がよくわかる本です。郵送料も含めて計二九〇〇円のところ二五〇〇円でお分けします。申し込みは事務局へ。



精神の自立をめざします

神奈川県 Y・H

昨年暮、円より子さんの御本「離婚を選んだ女たち」を頂いた者です。三十名の中に入るなんて、ラッキーでした。どうもありがとうございました。

頂いた後、一気に読みました。自分の遭遇してしまった経験と照らし合わせながら、一字一字一つものがさず、読みました。

私事ですが、別居して二年になります。十二年間、主人を全く信じて、築いていたはずの家族が、金銭問題からあつという間に崩れ始め、今もそのままです。事の始まりは、金銭問題でしたが、何とか元に戻さねばと毎日毎日考えていく内、夫や私の未熟さに気づきました。主人は逃げ道を作って出て行って、己の力で再建しようとは思わないようです。私は、自主性に欠き、主人に全く依存しきつた子供であったことに気づきました。夫婦の絆はもう元へ戻りそう

ハンド・イン・ハンドは、みなさんがつくる雑誌です。
みなさんの日常考えていることや、生活の匂いが伝わって
くるような、そんなハンド・イン・ハンドでありたいと
思っています。お便りをどうぞお寄せください

もありませんが、私はまず、己を変えよう、自分を信じ、自分を高める努力をして、イエス・ノーをはっきり言えるようにならなければ、と思っているところに、あの御本を頂いたわけです。

「自分で選び、自分で責任のとれる人間になることこそ、自由と自立なのだ」とおっしゃっていることこそ大いに勇気づけられました。経済的自立はまだまだ不可能でも、まず精神的に自立を。社会的経験もなく、四十歳も近くなり、困ったものですが、自分の置かれた環境にのつとつて、精一杯努力しようと、一歩踏み出しています。

いい恋をしたい

静岡県

(二十七歳)

ハンド・イン・ハンドの皆さん、こんにちは。お元気にお過ごしでしょうか。

さっそくできたての本、「離婚を選んだ女たち」を発売と同時に買って読みました。私自身の言葉も

取り入れられていて、正直言ってみてびっくりしました。

その後私は状況が変わりましたが、心境に変化がありました。あんなに好きだった人は、

「離婚した女性とは結婚する気はない」と言っただけで去って行きました。

それが私はしばらく落ち込みましたが、乗り越え、次の恋をしました。しかしこれもお互いに忙しい為に自然消滅となり、やはり一人身です。その妻子ある人との恋も周りの人が気づかない位、静かなものでした。私はこの事で目覚めたと思います。アンケートを書いた頃とは全然違います。

これ以上傷つき、苦勞するのは嫌だと思っていたのに、親元でぬくぬくする暮らしをして二年半、まもなく二十七歳です。そろそろこの生活にピリオドを打つ事になりそうです。また別の意味で自分なりに苦勞してみたいのです。

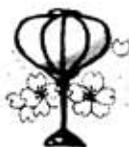
私の友人、従兄も次々に離婚、今まで励まされてきたのに、今は逆になりました。

「大丈夫、私でさえ今は笑って話せるようになってるんだから、元氣だして」と声をかけています。不思議なものです。時が解決し

てくれる事もあるんだなあ、と実感。

再婚は今のところ考えていません。シングルライフが快適です。でもまたいい出会いをして、いい恋をしたい。子供がいらないから、それだけが楽しみです。

皆さんもお体大切に、力強く生きて下さい。再婚して脱会していく人もいます。私が、私はいくからはずっと会員でいるつもりです。文通している人もいますから、がんばって生きていきます。



記念の本になります

神奈川県

(四十五歳)

本日は思いがけず、離婚を選んだ女たち。をありがとうございます。又先生のそえ書きも嬉しく拝見させて頂きました。本当に自分のことを活字でみると恥しいものです。人様のお役に立てば何よりですが、それ以上に私共夫婦にとつて、折々出発点をかえして初心にかえるよい記念となります。

自分の手記に感激です

鳥取県 (三十五歳)

待望の本をお送り下さいまして、ありがとうございます。自分の書いた手記が活字になり、本の一部にのせられるなど初めての経験で、とても感激しております。

早速夫と両親に見せました。これで夫を誘惑した(？)真相がばれてしまいました。そのことには触れず、親バカで、「よくわかるようになかなかうまく書けている」との寸評でした。夫は自分の

ことが出ているので、真剣な表情だったようです。忙しい家事の合間によく書いた、と言ってくれました。皆に「あちこちに配らなきゃ」とからかわれてしまいました。

見れば発行日が十二月十日、私事で恐縮ですが、私の誕生日にあたります。結婚したその年の誕生日に、先生の著書に手記をのせて頂けるなんて、記念すべき日になります。作文嫌いの私が苦勞(?)として書いただけに、嬉しい気持ちです。

ハンド、は大切な宝です

新潟県

(二十九歳)

『離婚を選んだ女たち』をお送り

いただき、まことにありがとうございます。円さんでして下さって、ものすごくうれしかったです。はじめは息もつかずに、そしてじつくりとしみじみと、幾度も拝読させていだいております。なんとすがすがしい、なんと心の奥底から静かな勇気のわいてくる御本かと、感慨の中で気づいています。ほんとうにすばらしいプレゼント、新しい年をむかえるための最高の贈りものでした。

円さんの御本に最初に会って以来、しばらくして、ハンド・イン・ハンドを知って以来、どれほど大きく豊かに、私は支えられてきたかと。弱気になってしまっただけなく、一ヶ月の最初のころ美しい切手とともに送られてくる。ハンド・イン・ハンドに、自分でも驚いてしまうくらいに勇気づけられ、投げやりな気持ちにさえなつてしまふところ、大きき変えられたときもありました。甘えているのかもしれないけれど、ハンド・イン・ハンドに

頼りきっているのかもしれないけれど、私は自分ではそうは思っていない。頼りきっているのはなくて、ほんとうに私にとってなにもかえることのできない、たいせつなたいせつなものなのです。真に人間らしい豊かな感情を育てながら納得のいく人生を生きていくために、どうしても必要なくなくてはならないものなのです。

離婚ってひとつの才能

神奈川県 S・M

いろいろな資料を送っていただきまして、ありがとうございます。

著書をずい分拝読しました。私も、こんなはずではなかったと、我を見失っておりました。独身の頃はあんなに強い(？)精神力を持つていたのに、どうしたんだろうと思えます。夫の収入で、家でぬくぬくと生活するのは、こたえられない美酒なのでしょう。

私も文中の夫婦のように、コミ



ユニケーションの下手なカップルで、それに姑や小姑が入ってきて、更に複雑な人間関係ができあがっております。

現在は求職活動をしておりますが、簡単な事務とあるので行ってみるとセールスだったり、私がワープロを使えなかつたりと、今、太平洋の荒波をかぶっています。やはり高校、短大と学んだ知識だけでこの世間を渡っていくのは易しくありません。

神奈川県立婦人総合センターのワープロ実技講習に申込みました。抽選なのであとは神様にお願ひするばかりです。

夫との問題についてはご相談したい事は多々ですが、まず、自身の経済基盤をかためてからと思っております。今は私の心の不安をとりのぞく事から、と思えます。

円様の著書から、離婚もひとつの才能だなアと感じました。そして何故、男性はこんなにも尊敬されなくなつたのでしょうか。息子を待つ女性は、妻に逃げられないような大人に育てなければならぬのかしらと思いました。

男と女にとって、互いの良いと

ころを認め合い、引き出せる関係を持っていないのは苦痛です。私の苦い経験から、次に何か産み出す事ができるか、自分のことながらよくわからないというのが、本当のところでは。そしてそれが、今の私を一番よく語っています。

子供さえいれば……

東京都 H・I(五十一歳)

昨年の今頃どうしていいかわからない時に、図書館で円先生の「離婚を考えたら読む本」を読み、ハンド・イン・ハンドの会を知り入会させて頂きました。その本で主人の方から離婚出来ないことを知り、少し安心して現在に至っています。

現在の自分自身に起きていることを、仲人さんにも、私の会社の人にも、誰にも話していません。もちろん友達にも話していません。一人で頑張っているという感じだけです。

一昨年の十月に、愛人に子供が出来て出て行ってしまいました。

この一年つらい、悲しい、寂しい一年でした。こんなことが、これから何年も続くのかと思うと、どうかしなければ、どうかしなければ

ばと思うのです。多少なりともお金をもらって離婚した方がいいのか、過去をたち切って、新しい人生を歩いた方がいいのでしょうか。会社の人も友達も、仲のいい夫婦だと思っているのです。実際に仲のいい夫婦だったのです。

近くにスポーツクラブが出来まして、健康維持と、土、日曜日の過ごし方として、入会したく、そのことを書いて、入会紙等を送りましたら、全部記入して、毎月の会費も主人の方で払うよう手続きしてくれました。こんなことがあると、このままでいいのかなあーとも思ってしまうのです。

子供がいなかったために苦しんでいらつしやる方、子供のいない夫婦で私と同じような方、いらつしやいますか？ 主人も私も、子供さえいればと言いました。悪いことに主人は、長兄で商売をしています。跡取りがほしい気持ちには、痛い程わかるのです。



離婚…決断がつかず迷っています

大阪府 J・I(四十一歳)

始めてお手紙を書きます。円より皆さんの本「夫婦の問題に悩んだらよくわかる離婚講座 一問一答」を読ませていただき、ワラをもつかむ思いで、ニコニコ離婚講座に参加したり、ハンド・イン・ハンドの会に入会させて頂きたいと思えます。

私は、十年も前から別居している主人がいます。子供は長男高二、長女中一、子供は大きいので主人がときどきしか帰ってこないことに慣れ、別れるのはイヤがります。主人の両親は、近くに住んでいて、私達にとつてもよくしてくれるので、私も今一歩決断しにくく、とつても迷っています。

十年間がまんしてきて、離婚するなんて、今までなんだつたのかと、自分自身がぐちゃくつたつたまりません。かと言って、今の状態を続けるわけにもいかず……。というのには、給料も入れてくれず、まったくいいほど帰ってこないし、愛人には「結婚する」と言っ

て一緒に住んでいます。私にとつてはなんのメリットもなく、早くすつきりしたい反面、

子供達がいやがるし、とつても困っています。いやがる理由は、中一の女の子は学校でいろいろとうわさになり、名前が変わったりするのをきらっています。

今、とつても悩み、迷っています。いろいろと相談にのつて下さいます。よろしくお願ひします。

今は準備の時

神奈川県 N(四十歳)

離婚しようかと考えはじめた時から、ハンド・イン・ハンドの会に入ることにしました。

離婚して現在中学生の子供三人をひきとつたらどういう生活を送ることになるか、少しでも現実的な予測をたてたいと思つたし、そのために必要な経済的計画を、可能なかぎり追求したいと思つたから……。

経済観念と計画性に欠けている私でも、三人の子供達を巻き込む大事業だと思つと、できる限り計画的に事を運びたいし、絶対に泣きを見たくないと思う。

ギャンブルとか酒乱とかいう理由はないけれど、①会話が成り立たない(いつも夫が妻に命令する)。

②「お金はもつてくるから一切余

計なことは言うな」という。③お互いに尊敬し合えない、愛情がない。これだけでもう充分だと思ふ。

夫は毎日午前様、週末は泊りがけや日帰りのレジャーと、ほとんど家にいないので、私は、子供達と楽しい、夫ぬきの家庭生活を送っているが、子供達は成長し、夫の両親(将来同居の予定)プラス夫との家庭など、考えただけでゾツとする。PTA活動や、社会活動など、興味はいろいろひろがるけれど、夫婦の冷えた関係が続けながらの毎日は、ひどく空しく、心は重い。自宅で週三回の英語教室だけでは、いつまでも泥沼からぬけられない。

今年のは気の合う友人から勧められて、PTAの役員(委員長)をひきうけたため、仕事の計画は先送りされ、得たものと、得られなかったものを秤にかけると、やはり、仕事をなんとかするべきだったかとも思う。

今年四十歳で、求職も難しい上に、子供たちも、中三(男)と中一(女の双子)と難しい年齢だ。将来(老後)の経済的問題も考えて、準備をきちんとし、自分の選択を後悔しないようにしたい。

実をいうと、お互いにつっぱりあっている毎日は、疲れてしまう。けれど、ここで私が折れたら、まとものもくあみ、人として対等に扱われてこなかった悲しさと悔しさを、一生ひきずっていきたくない。

すばらしい仲間ができました

神奈川県

横浜のハンド・イン・ハンドの会(昨年十二月十二日)に出席した。私は、横浜のハンド・イン・ハンドのまだ見たこともない友を求めて、不安な気持で、バス、電車に乗って、根岸駅での赤いふくろを持った女性を目印に、胸の高なりを覚えながら急いで行った。駅に出迎えに来ていた赤いふくろを持った方の感じのよい印象に、ホッと胸をなでおろした。もう一人お見えになるといので待つこと五、六分、歩きながらいろいろ話した。

宅は白いクリーム色のハイカラな建物の四階の四〇五号で、部屋は可愛いらしいものが、とびから玄関をここに置いてあり、住む人の人柄が感じられた。ビールで乾杯!

話の内容は中々語られない深い内容の話が続き、時の経つのを忘れさせてくれた。この場では自分をかざることもなく、見知らぬ人だったとは、思えない位、印象深く私の心に深くとけこんだ。その方その方の生きてきた経過と共に!

こんなに何でも話し合えた方達とたびたびお会いして励まし合える仲間が私にも出来たと思うと、ハンド・イン・ハンドの会との出会いに感謝する私です。

早めに個人年金に加入を

福岡県

今幸せにくらざれている結婚中の女性に、一言助言させていただけたく思います。

一生離婚しないと保証出来ず、又今三十五歳の戦後に生まれた人々は、男性も女性も公的年金はいつ破壊するかも知れません。団塊の世代が、六十歳から六十五歳以後になったら、個人年金を受ける様に、三十五歳から四十歳位の内からはじめた方がよいかと思えます。最後は親も子供も当てにはならぬと思えます。頼れるものは自分だけだということを、常に考えるべきだと思います。

近況報告です

二月の会報はお休みとの事ですが、やはりさびしいです。毎月楽しみにしておりますものから、はやいもので別居しまして、一年半すぎました。

今年には転換をはかりたいと思い、フォスターペアレントに入会いたしました。今からどの国のフォスターチャイルドと文通出来ずか楽しみです。今までは自分のことだけで精一杯でしたが、少しは心にゆとりをもってきましたのでしようか。

シングルな者ですから、お正月はのんびり出来ますので、ハンド・イン・ハンド一年前から全部読みかえしてみました。

七一号の新潟の さん、私と同じ病いで悩んでおられるとの事ですが、お元氣になりましたでしょうか。

七八号の東京都のIさん、御主人さんは、Iさんのところに戻ってこられましたでしょうか。私も死産、流産と悲しい思いをしました。私の別居の原因はサラ金です。会合なんかでお会いできれば幸いです。

幼稚園受験の報告を

岡山県

(二十九歳)

私は昨年の夏頃、会報のお友達をさがす(ペンフレンド)コーナーに出させていたいただいた者です。

おかげ様でお友達はできたのですが、近くの方からは残念ながらお手紙はいただけませんでした。

今回送っていただいた会報八一号の特集「離婚を選んだ女たち」の中の(子供)のところに紹介されていた、三才の娘さんをおもちの二十九才になる岡山の方へ、是非お手紙だけでも、お友達になつていただけたらと思います。

(編集部より「氏名不明なので

この欄を読んで返事をして下さることを期待しています)

私は岡山で、現在二十九才(三月で三十才)、三才の娘(六月で四月)をもっております。私も娘もわりに年が近いですし、同じ岡山の方なので、是非お友達になりたいのです。

会報七九号の「アンケート報告」

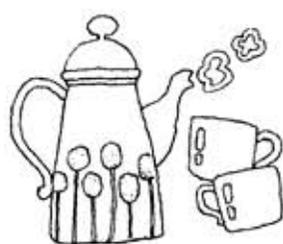
の中に、心配事など書く欄の紹介があったと思いますが、そこで、来年幼稚園の三年保育に行かせたいと思つています。この秋に試験があるのですが、父親がいないとい

うことで落とされるのではと、とても心配です」と私の心配事を載せていただきました。このことについて、一応回答ができましたので、今後、何かお役にたつかも…、と思ひ、御報告しておきます。

私は岡山なので、都会の幼稚園と違い、競争率も高くありません。私立と国立とうけさせました(公立は二年保育からです)。

私立では、願書に親の職業、最終学歴とかも書くところがあり、面接では、どうして片親なのか、仕事はどうしているのか…、とたずねられました。願書受付時に、「お父さんがいらっしやらない」とか声に出していわれました。別に離婚したことを恥じているわけではないが、何となく、イヤな気持ちでした。

国立の幼稚園では、願書には、家族構成を書くだけでした。そして面接でも、受験学区に入っているかどうか、もし母親がPTAの



会等で、子供をおいて出かけなくてはいけない時は、誰か子供の面倒をみてくれる人がいるか(私の場合は、両親が同居していますので、「私の母がみてくれます」と答えました)とたずねられただけです。一緒に受験した人や、去年受験したお母さんにたずねても、同じことをたずねられたようでした。「どうして、父親がいないか」、なんてこと、一言もたずねられませんでした。

おかげ様で娘は両方うかりました。岡山では一番競争率の高い国立は、抽選ですが、くじ運よく入れました。私立の方は、おちる人がいないとのうわさです。国立はやっぱり国立で片親だということ、ハンディにならなかつたと思ひ、とてもうれしかったです。

国立の幼稚園は家からも一番近く(学区の幼稚園より近いのです)、できれば、入ってほしかったので合格した時は本当にうれしかったですけど、何といつても片親だということでは差別されなかつたのでとても安心しました。

娘の人生の出発点から、ハンディを背負っていたのでは親として(そのハンディを作つた親として)

たまらないと思ひました。

国立幼稚園の公開抽選は、昨年十二月二十五日でした。娘が誕生してから、いちばんうれしいお正月をむかえられました。

友だち探しています

神奈川県

はじめまして。私は二十五歳で、離婚して半年が過ぎました。世間知らずで、OL生活二年後二十一歳の時、結婚しました。子供も女の子二人に恵まれ自分なりに頑張つて来ました。でも主人はその間に五回も転職し、女の人をつくつて近くに住ませ、旅行に行つたりしていました。子供がまだ三歳と一歳なのでもう少しがまんした方が良かったのでしょうか。

私のまわりには、離婚経験者がいません。いろいろ相談しあえる友達がほしいです。御連絡いただければとてもうれしいです。



振込通信欄から

☆一度決意したのですが、諸事情で、願望に終わってしまうかも知れません。それで引続き購読させて頂くか否か迷って居りましたが、やはり、願望でしかなくても、多くの人達の生き方が支えになつて

いるような状態ですので、続けさせて頂く事にしました。よろしく御願ひ致します。 大分県・S

☆子供も小学生となり、都内の公立や私立の中学校の現状が気になるこの頃です。どなたか実情をお教え下さいませんか？ 東京都・A

☆振込みがおそくなり申しわけありません。一年分三〇〇〇円です。残金二〇〇〇円は、会の運営費にあてて下さい。又来年度もよろしくお願ひします。 毎号楽しみに待っています。 大阪府・O

☆もう少し子供が大きくなつたらいろいろな行事に参加させていた

☆この請求書が届くと区切りの時期を痛感するのですが、年を経るほどに、年数がややこしくなり、さて今年は何年目かと思ひ出す努力をしなければならなくなりまし

た。丸四年を経過しました。比較的平穏な毎日ですが、やはり中途半端な感じは否めません。これからも、ハンドと共に模索を続けるつもりです。 大阪府・W

☆いつも、ほぼ発行日どおり（これがなかなか大変なのがよくわかりますので）お送りいただきありがとうございます。購読を始めてからはや二年、あまり進歩のない二年でしたが、引続き二年間購読したいと思ひますので五〇〇〇円振込させていただきます。よろしく御願ひ致します。 東京都・S

☆従妹から電話を受けた。「アルバイトの給料明細を見せてくれた」という。浪人中の息子さんの常日頃の生活の有様が、母親（従妹）に心労を与えていたようで、息子さんの変化を喜ぶと同時に、「おばさん」と話したから」という息子さんの言葉にうれしくてダイヤルしたとの事。特別約束をとりかわしたわけでもないのに、と思ひながら、いつか彼とおしゃべりをした中から、彼なりに思うことがあつて、母にその意志が届いたものと思う。私はカウンセリング研修を受けていて、人との対話に効をなしたと痛感しました。 埼玉県・K

長い間、お待たせしました。早く名簿がほしい、近くにいる人たちと友達になりたいと思つている方々には本当にお待たせしました。絶対に名簿には載せてほしくないという人もいるので、その人達の意向も尊重し、かつ、「もし返事がなかったら了解してもらつたもの」として名簿に載せる」というのも撤回し、載せていいという人だけの名簿を作成しました。

名簿について

それから、名簿は、「載せていい」という人だけに配ることにしました。載せたくないのに名簿がほしいというのは何だか変ですし、公平ではない気がするからです。「載せていい」とはいつでも、住所も市町村まで、TELはダメとこののでは名簿の用をなさないで、載せないで」のほうに分類しました。さて「載せていい」という方

名簿のほしい方は六十円切手五枚と、あなたの住所氏名を書いて六十円切手を張った封筒を同封して事務局までお出しください。よろしくお願ひします。

☆抵抗するから疲れるということ、昨年、息子が交通事故の加害者の立場になつて思ひ知らされました。でも、いろいろの人の出会いがあり、教えられることが多く、またカウンセリングの研修会のおかげで、仕事も楽しく思えるようになりました。 一月から、火金の夜七時〜十時まで事務局にいます。ハンドの連絡をどうぞ。 (児)

事務局便り

☆ポケの症状のあつた姑とつがいのように暮して六年。昨年の暮、そのおばあちゃんを見送り気がぬけた日々を過ごしています。でもまた研修も始まつたし、今までと違う自分の時間を大切に、二月から少しずつ事務局を手伝います。よろしく。(内)

☆塩沢、川本さんがやめ、児玉内藤、柴田さんが事務局を手伝つてくれることになりました。ハンドの連絡は月水の十時〜十七時、火金の十九時〜二三時にお願ひします。(円)





第九回ニコニコ離婚講座

三月二十六日(毎月最終土曜日)

一時半～五時。日本社会事業大学
地下〇一教室(JR線原宿駅下車、
徒歩五分、東郷神社隣)。

円より子による「夫から離婚をい
われたら」の講演と金住典子弁護
士の「離婚に必要な法律と知識」。
☆離婚講座参加の方は電話で予約
を。(月～金、十～五時) 参加費
一五〇〇円。どなたでもどうぞ。
☎〇三(四〇二)七三五四

会合のお知らせ

★東京の会合

三月十六日(水曜日)六時半～八
時半。

今年毎月第三水曜日の夜に会合
を開きます。東京の世話役は

毎月、

楽しいテーマ、役立つテーマで進
めます。今月のテーマは「シング

ル・アゲインについて考える」。会
場は事務局で。電話で予約を(月
～金、十～十七時)。
参加費 五〇〇円(茶菓子付き)

★横浜の会合

今月は婦人会館が休館のためお
休みします。四月の合宿でお会い
しましょう。

★大阪の会合

三月十二日(土曜日)十時半～十
二時半。竹川事務所にて。予約や
詳しいことは電話で。

★埼玉の会合

三月十三日(日)十一時～十三
時。大宮ステーションデパート内。
詳細は まで。

— その他の連絡先 —

春合宿に参加を!

四月二日(土)三日(日)と
恒例の春合宿を開きます。去年
の夏と同様に小学生の子供たち
も連れ、先生たちに見ていただ
きます。もちろん、大人は大人
で「働くことと家庭」について
研修します。どうぞ、子供のい
ない方も初めての方もふるって
ご参加ください。全費用五千元
位。参加希望者は予約金千円と
氏名・TEL・子供の年齢・性
別を明記して事務局まで。会場
は埼玉の国立婦人教育会館。

購読料について



現在つぎの三通りの方法をとら
せていただいています。

- ① 一年間三〇〇〇円(送料共)
- ② 二年間まとめて前払いして
くださる方には、二年分、
六〇〇〇円のところを五〇
〇〇円に。
- ③ 出世払いもしくは免除

どうしても苦しい方は、いつで
も遠慮なく申し出てください。
それぞれ出費が多く大変でしょ
うが、期限切れの通知の入った
方、またはこの折にという方、
いずれもご都合のよい方法でど
うぞ。

(振込先) 各地の郵便局にて
振込用紙は無料でもらえます。
東京一四一―二〇五四二
ハンド・イン・ハンドの会